

漁業調整規則違反で漁業者を逮捕！！

今治海上保安部は12月17日午後、愛媛県漁業調整規則違反(禁止区域操業)で、今治市桜井に居住の漁業者(男性、62歳)を通常逮捕しました。

同人は6日早朝、同規則により操業が禁止されている桜井漁港沖合で自己所有の漁船を使用して底引き網漁業を行い、カレイなど2.5キロを採捕し、これを巡視艇に発見された際、漁具を海中に投棄して証拠隠滅を図り逃走していたものです。